



2023年4月17日

お客様各位

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

公募追加型証券投資信託の設定に関するお知らせ
スパークス・企業価値創造日本株ファンド **特化型**

スパークス・アセット・マネジメント株式会社は、公募追加型証券投資信託「スパークス・企業価値創造日本株ファンド（以下「当ファンド」）」を下記の通り設定することをお知らせ致します。

当ファンドは、主として、スパークス・企業価値創造日本株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。

当ファンドの特色は、「長期集中投資によるリターンの追求」、「潜在価値の高い企業への選別投資」、「企業価値向上を促す対話を重視」の3点です。¹

スパークス・アセット・マネジメントの豊富な経験知を活かした長期集中投資により、長期的なリターンを追求します。

当ファンドでは、企業経営者が誠実であり、高い競争優位性を有する企業の中から、市場ではまだ評価されていないものの、更なる成長余地のある潜在価値の高い企業を選別して投資します。

当ファンドが、長期的なパートナー株主²として、企業との対話を通じ、事業戦略や最適な資本配分、コーポレート・ガバナンス³の強化・改善等を促すことで、企業価値の顕在化を積極的に後押しします。

¹ 市場動向や、ファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

² 当ファンドは企業オーナーとして短期業績や株価変動に惑わされない長期保有を前提としています。投資先企業と共に企業価値向上を目指すとの考えから、短期的に株式を売買する投資家と区別するため、「パートナー株主」との文言を使用しています。

³ 「企業統治」と訳され、企業がステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みや、ステークホルダーとの問題を調整するための枠組みなど、幅広い意味・解釈があります。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。



記

■投資信託の概要

ファンド名称	スパークス・企業価値創造日本株ファンド
商品分類	追加型投信／国内／株式
購入の申込期間	当初申込期間：2023年5月8日から2023年5月12日まで 継続申込期間：2023年5月15日から2024年8月9日まで ※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
信託期間	2053年5月14日まで（2023年5月15日設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合は翌営業日） ※ 初回決算日は、2024年5月14日とします。
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないこともあります。 ※ 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第346号 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
販売会社	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融 先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融 先物取引業協会

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限の例外」を適用して特化型運用を行います。そのため、一般のファンドにおいては、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率として10%を上限として運用を行うところを、当ファンドにおいては、35%を上限として運用を行います。

■本件に関するお問合せ先

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

ビジネス・デベロップメント本部

リテール・ビジネス・デベロップメント部

電話番号：03-6711-9170

受付時間：9:00～17:00（12月31日～1月3日・土日祝日・振替休日を除く）

以上

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。

<実績報酬>

計算期間を通じて毎日、原則として前営業日の基準価額（1万口当たり）がハイ・ウォーター・マーク及び指数値の両方を上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マーク又は当該指数値を控除して得た額のいずれか少ない額に22%（税抜20%）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額（以下、「実績報酬額」といいます。）から前営業日の実績報酬額を控除した額が計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

前営業日の基準価額がハイ・ウォーター・マーク及び指数値の両方を上回った場合

$$\text{実績報酬(注)} = (\text{前営業日の基準価額} - (\text{ハイ・ウォーター・マーク} \text{ 又は } \text{指数値})) \times \text{22\% (税抜20\%)}$$

（注）実績報酬は、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額又は当該基準価額から当該指数値を控除して得た額を比較して、いずれか少ない額に上記実績報酬率を乗じて得た額とします。

実績報酬額（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。）の実際の支払いは、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から委託会社に支弁するものとします。

※ 当ファンドの実績報酬は、ファンドの運用実績に応じて委託会社が受け取る運用の対価です。

当ファンドの実績報酬の算定には、ハイ・ウォーター・マーク及び指数値を採用します。

◆ ハイ・ウォーター・マークについて

① 設定日から最初の計算期末まで：10,000円（1万口当たり）

② 上記①以降：毎計算期末において、毎計算期末の前営業日の基準価額が、その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合⇒翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。

その時点のハイ・ウォーター・マークを下回った場合⇒ハイ・ウォーター・マークは変更されません。

ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

◆ 指数値について

※ 当ファンドの指数値は、TOPIX（配当込み）の騰落率をもとに算出します。

① 設定日：10,000円（1万口当たり）

② 上記①以降：計算期間を通じて毎日、原則として、上記ハイ・ウォーター・マークに対して計算日における前営業日のTOPIX（配当込み）を前計算期末の前営業日のTOPIX（配当込み）で

除して得た騰落率を乗じて得た額を、当該ハイ・ウォーター・マークに加算または減算した値を指数値とするものとします。

（注）当該指数値を算出する際に使用するTOPIX（配当込み）は、市況環境等により変更する場合があります。

※ 当ファンドのハイ・ウォーター・マークおよび指数値の価額につきましては、委託会社の照会先までお問い合わせください。

※ 当ファンドのハイ・ウォーター・マークは、適時開示（月次報告書等）にて開示しております。

◆ 実績報酬の留意点

● 毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

● 実績報酬は、毎計算期末ごとにファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されていますので、更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

お申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。

<投資リスク>

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資等を通じて、国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

集中投資のリスク

当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

流動性リスク

一般に株式などを売却または購入しようとする際に、市況動向、取引量、取引規制等の状況により十分な流動性の下での取引が行えない場合には、取引自体ができなかったり、不利な価格で取引を余儀なくされるなど基準価額の変動に大きな影響を及ぼす可能性があります。

信用リスク

- ・ 組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。
- ・ 当ファンドは、ベンチマーク等を意識せず、弊社独自の調査活動を通じて厳選した少数の投資銘柄群に絞り込んで集中投資することとしているため、個別銘柄への投資において、当ファンドの純資産総額に対して実質的に10%を超えて集中投資することが想定されています。そのため、集中投資を行った投資銘柄において経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

その他の留意事項

●システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

※ 基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- ・ 委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。
- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

お申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。



<お申込みメモ>

購入単位	一般コース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 自動けいぞく投資コース：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 ※ 購入後のコース変更はできません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円（1万口当たり1万円） 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	当初申込期間：2023年5月12日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 継続申込期間：販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が別に定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	当初申込期間：2023年5月8日から2023年5月12日まで 継続申込期間：2023年5月15日から2024年8月9日まで ※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件当たり3億円を超える換金はできません。 なお、別途換金制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することおよび既に受付けた購入・換金申込受付を取消すことがあります。
信託期間	2053年5月14日まで（2023年5月15日設定）
繰上償還	受益権口数が5億口を下回った場合等には、償還となる場合があります。
決算日	毎年5月14日（休業日の場合は翌営業日） ※ 初回決算日は、2024年5月14日とします。
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないこともあります。 ※ 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
公告	原則として電子公告の方法により行い、ホームページ【 https://www.sparx.co.jp/ 】に掲載します。
運用報告書	ファンドの毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、原則として、販売会社を通じて受益者へ交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 （注）2024年1月1日以降、上記の現行制度が改正され、新しい制度が開始される予定です。 原則として配当控除の適用が可能です。 ※ 上記は2023年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

お申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。



<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入金額（購入申込日の基準価額（当初申込期間は1万口当たり1万円）×購入口数）に対し、以下の料率を乗じて得た額とします。		
	購入代金	購入時手数料率	
	1億円未満	3.30%（税抜3.0%）	
	1億円以上5億円未満	1.65%（税抜1.5%）	
	5億円以上	0.55%（税抜0.5%）	
	※ 購入代金 = 購入口数 × 基準価額 + 購入時手数料（税込） 詳しくは販売会社までお問い合わせください。 購入時手数料は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。		
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対して0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用（信託報酬）	日々の信託財産の純資産総額に対して年率1.573%（税抜1.43%）を乗じて得た額とします。 運用管理費用（信託報酬）は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 運用管理費用（信託報酬） = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率		
信託報酬の配分	支払先	内訳（税抜）	主な役務
	委託会社	年率0.70%	ファンドの運用、開示書類等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率0.03%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
実績報酬	計算期間を通じて毎日、原則として前営業日の基準価額がハイ・ウォーター・マーク及び指数値の両方を上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークまたは当該指数値を控除して得た額のいずれか少ない額に22%（税抜20%）の率を乗じて得た額とします。 ※ 実績報酬の詳細については交付目論見書をご参照ください。		
監査費用 印刷費用	監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.10%）を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ※ 監査費用：ファンドの監査人に対する報酬および費用 印刷費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用		
その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 ※ 組入有価証券の売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息		

※ 当該手数料等の合計額については、ファンドの購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

お申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

■当資料はプレスリリースを目的として、スパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下、当社）が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料は、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。このため、当資料の第三者への提示・配布や当資料を用いた勧誘行為は禁止いたします。■当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写することを禁じます。